

市民との協働

目 次

I 協働のまちづくり

1. 協働とまちづくり協議会 1
2. まちづくり推進のイメージ 2
3. まちづくり協議会のイメージ 3
4. まちづくり協議会への支援制度 4
5. まちづくり協議会一覧 5
6. 活動紹介 6
7. 坂井市まちづくり基本条例の概要 17
8. 坂井市まちづくり基本条例 素案 19

II 寄附による市民参画

1. 寄附による市民無参画 25
2. 坂井市寄附による市民参画条例 29

協働とまちづくり協議会

なぜ今、協働のまちづくり？

- ◎地域のまちづくりは、「一律」「平等」から「多様」「個性」へと移行
- ◎地域の身近な課題は、市民自らが考え活動することで、よりきめ細かな対応が可能
- ◎市民と行政が協働し、パートナーとなり、市民ができることは市民主体で行動

協働の関係とは？

- ◎市民と行政の協働は、相互に補完し、協力し合う関係
- ◎適切な役割分担により権限と責任を分かち合って課題を解決

協働の取り組み方

- ◎行政が実施（補助）してきた事務事業のうち、地域でできることは地域へ移行
- ◎地域が企画立案・実施する事業へ行政が支援
- ◎行政が実施する事業に、市民から企画提案や意見を公募したり、実施を委託
- ◎協働の取り組みを「まちづくり協議会」を中心に実施

まちづくり協議会とは？

- ◎「まちづくり協議会」は、地域を基礎に市民誰もが参画できる
- ◎それぞれの実情と創意工夫により自主的な活動を行う
- ◎設立の方法や種類、人数、活動範囲は地域で決定
- ◎市民と行政の協働によるまちづくりを推進し、地域の活性化を目指す

まちづくり協議会の活動

- ◎主な活動
 - ・地域の活性化や地域振興事業
 - ・景観形成やうるおいの創出
 - ・環境対策、文化、交流活動、人材育成
 - ・自主防災、防犯対策

まちづくり協議会の設立

- ◎公民館や小学校区などの規模で、一定のまとまりを持つコミュニティ
- ◎原則、公民館が活動拠点
- ◎地域、福祉、教育、生涯学習、ボランティア、NPO、企業などと幅広く連携

まちづくり推進のイメージ

行政組織

本 庁

市行政を一体的・総合的に行う

総合支所方式

総合支所

(地域自治区)

身近な現地解決型の総合事務所

意見・提案
諮 問

協 働

地 域 協 議 会

- 地域まちづくりの基礎づくり
- 地域自治区の所掌事務、まちづくり計画に関する意見

連 携

まちづくり協議会

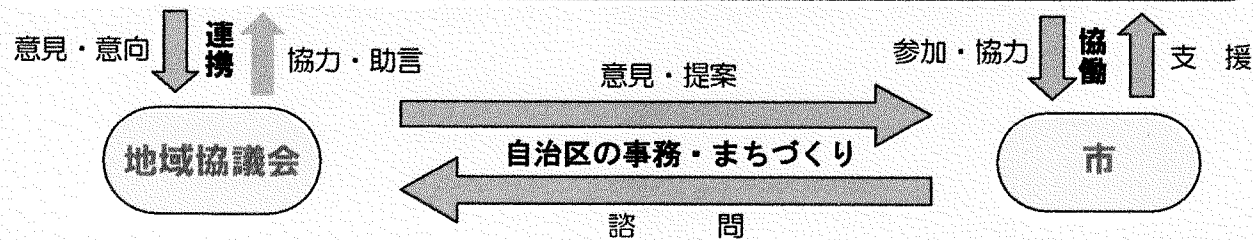
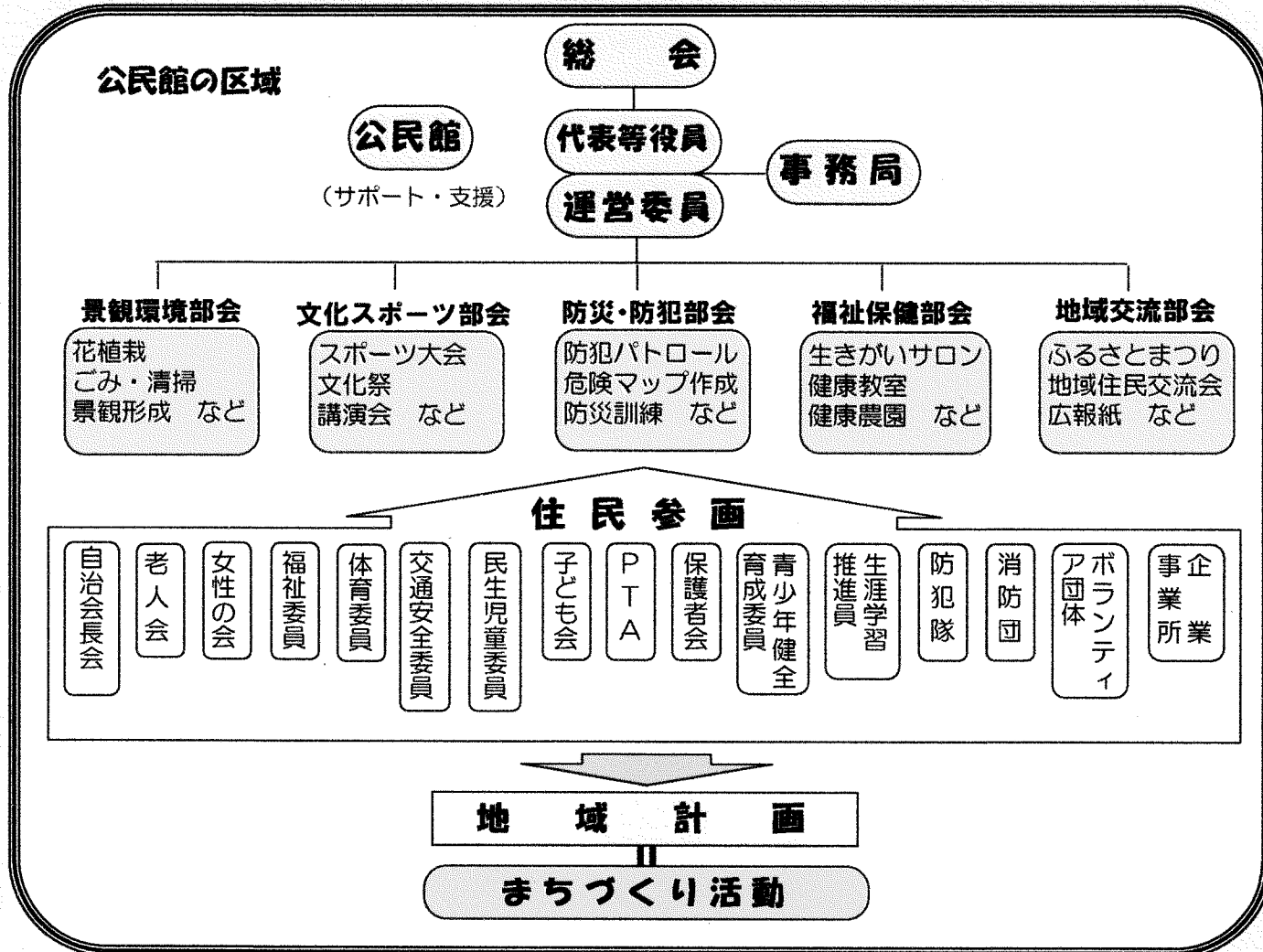
- 公民館、学校区、自治会単位に設置
- 活動拠点は公民館、地区集会場等
- 運営は地域住民、活動は自ら考え自ら実践

代 表

参 画

住 民

まちづくり協議会のイメージ



まちづくり協議会活動への支援制度

協働のまちづくり事業交付金

移行事業分

地域へ移行する事業に要する経費
(内容については今後検討)

特別事業分

地域の特性が生かされた活動
1事業=50万円
ただし、採択は1協議会2事業まで

一般事業分

まちづくり協議会の活動で区域内の
戸数により決定
1,000戸未満=60万円
1,000戸~2,000戸未満=80万円
2,000戸以上=100万円

まちづくり協議会の事業に
直接必要となる経費が対象

まちづくり協議会一覧

○ 本庁、坂井総合支所

総合支所 (○三国 ○丸岡 ○春江)

三国自治区

- 1 みくに地区まちづくり協議会 2,287戸
- 2 雄島地区まちづくり協議会 2,072戸
- 3 加戸・公園台地区まちづくり協議会 1,661戸
- 4 新保地区まちづくり協議会 356戸
- 5 浜四郷地区まちづくり協議会 620戸
- 6 三国東部まちづくり協議会 104戸
- 7 三国木部まちづくり協議会 311戸

坂井自治区

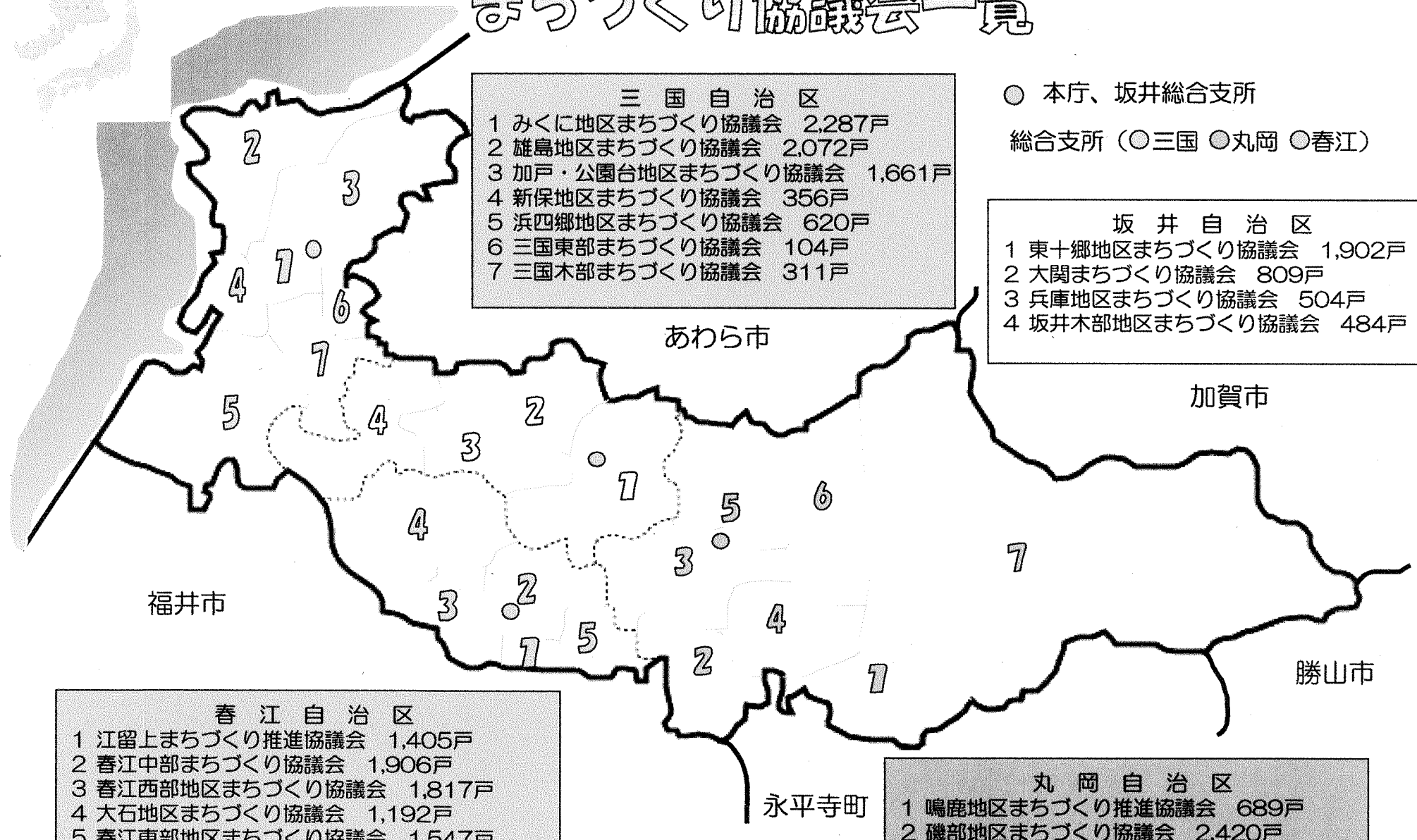
- 1 東十郷地区まちづくり協議会 1,902戸
- 2 大関まちづくり協議会 809戸
- 3 兵庫地区まちづくり協議会 504戸
- 4 坂井木部地区まちづくり協議会 484戸

春江自治区

- 1 江留上まちづくり推進協議会 1,405戸
- 2 春江中部まちづくり協議会 1,906戸
- 3 春江西部地区まちづくり協議会 1,817戸
- 4 大石地区まちづくり協議会 1,192戸
- 5 春江東部地区まちづくり協議会 1,547戸

丸岡自治区

- 1 鳴鹿地区まちづくり推進協議会 689戸
- 2 磯部地区まちづくり協議会 2,420戸
- 3 たかむくのまちづくり協議会 2,438戸
- 4 たかとの郷づくり協議会 669戸
- 5 城のまちまちづくり協議会 1,956戸
- 6 のうねの郷づくり推進協議会 1,806戸
- 7 竹田の里づくり協議会 142戸



特色ある活動の紹介

☆みなとの文化とにぎわい推進プログラム



まちづくりフォーラムの開催
北前船絵画展・千石船体感

みくに地区まちづくり協議会

☆ 海の環境保全のための事業



海岸清掃 環境フォーラム
市内学童交流（地引網・大なべ）

雄島地区まちづくり協議会

☆まちかどに花箱・お花畑のあるまちづくり



主要道路に花箱（プランター）設置
遊休農地をお花畑に 地域の花栽培

加戸・公園台地区まちづくり協議会

☆新保地区三里浜の復活事業

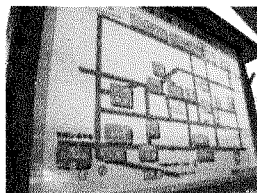
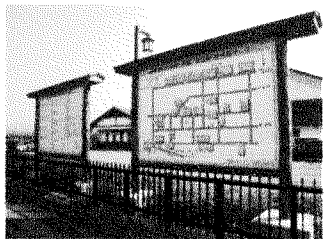


新保地区三里浜の清掃
地引網体験、浜辺の植生物観察会

新保地区まちづくり協議会

特色ある活動の紹介

☆ 「マップでみるあしもと再発見なるか」
特別事業



歴史探訪・研修（まほろば歩こう会）
地区全域マップ・集落神社や史跡等の説明

鳴鹿まちづくり推進協議会

☆ 鷹取山登山道整備事業



自慢の里山を次の世代に継承
登山道の整備、案内板の設置

たかとりの郷づくり協議会

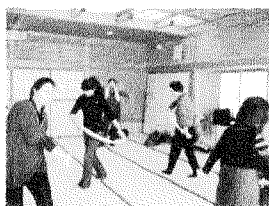
☆ いそべふるさと花いっぱい運動事業



ハウスの組み立て、土作り
播種、育苗管理すべてを地域
住民の手で実施

年2回地区自治会に花の苗を配布

☆ いそべ音頭の作成および普及事業



「いそべ音頭」の創作
作曲及び健康体操振付け

磯部地区まちづくり協議会

ハアー ロマンあふれる
磯部七塚 とこにある わが磯部
遠い昔に想い馳せ
みんな輪になって みんな輪になって
いそべ音頭でしゃしゃんとお

ハアー 伝統受け継ぐ
表見の米の行列の
雄々しき囃子に聴き守れる
みんな輪になって みんな輪になって
いそべ音頭でしゃしゃんとお

ハアー 光みなぎる
羽ほだけかわいい磯部っ子
夢は大きく希望に燃えて
みんな輪になって みんな輪になって
いそべ音頭でしゃしゃんとお

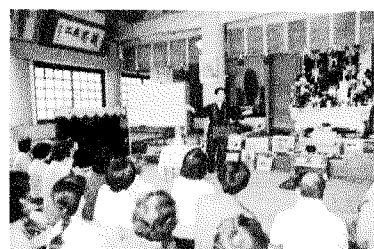
特色ある活動の紹介

☆田んぼアート事業



コシヒカリの里を地区内外に
PRし、郷土を愛する心を養う
地域の小学校のシンボルマーク（ペンギン）
の模様になるよう稲の苗を植える

☆歴史文化活動事業



地区内の史跡案内板の設置
歴史散策会の実施
散策ガイドブックの作成

たかむくのまちづくり協議会

☆丸岡城へ導く花壇作り



丸岡城への観光客を花で歓迎
城への進入道路に花壇、プランター設置

☆クリーンアップ田島川及び 田島川の再生



田島川の清掃
(法面・川床の除草、ごみの除去)
植生浮島設置、桜植樹

城のまちまちづくり協議会

特色ある活動の紹介

☆せせらぎの遊歩道整備事業



竹田川上流の遊歩道の整備
(草刈り、整地、清掃)
カブトムシの里づくり

☆フットパス (歩行者の道) 体験事業



フットパス体験会の開催
豊原史跡の修繕
古道の整備 (草刈り・補修・案内板設置)

のうねの郷づくり推進協議会

☆しだれ桜の里づくり事業



たけくらべ広場のしだれ桜
のライトアップ
しだれ桜の植栽

☆親雪遊雪事業



市内学童の交流
(雪遊び・伝統芸能交歓
雪中花火)

竹田の里づくり協議会

特色ある活動の紹介

☆エンゼルロード花いっぱい事業



旧河川跡地の環境美化、
景観向上、雑草対策
(除草、防草シート敷設、花苗植栽)

☆いきいき春江っ子事業



子どもたちの好奇心を育て
地域に対する関心を呼び覚ます
(自然・科学・国際文化・歴史)

春江中部地区まちづくり協議会

☆みんなで楽しむ
“磯部川周辺の自然環境づくり”



野鳥観察会の実施、自然環境マップ作成
野鳥観察ポイント案内板設置
西春江駅の花壇づくり



☆春江西街道てくてく
～史跡・文化財・食文化を訪ねて～



風習調査
(史跡・文化・食・祭・行事等の聞き取り等)
風習調査のまとめ(広報・紙芝・発表会等)

春江西部地区まちづくり協議会

特色ある活動の紹介

☆地域イメージアップ（賑わいの創出）事業



シンボルツリーのライトアップ 音楽のタベ
拠点施設（公民館・児童館）の電飾

江留上まちづくり協議会

☆「ユリの花咲く大石の郷」つくり事業



花壇作り（花苗・ユリ球根）
ユリをテーマにした作品の募集・展示

大石地区まちづくり協議会

☆家族と一緒にふるさと再発見
「ウォークラリー大会」

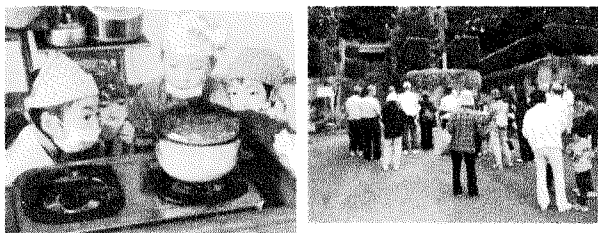


史跡・見所の説明案内板作成
家族で地域内の旧跡・施設巡り

春江東部地区まちづくり協議会

一般活動の紹介

食事を見直そう



まちなか歩こっさ

ラジオ体操 エコ来店推進
本に親しむ デイサービス勉強
環境問題勉強 公民館まつり

みくに地区まちづくり協議会

防災講習会



海と緑のおしまフェスタ
心の教育講演会

雄島地区まちづくり協議会

ちまき作り



マレットゴルフ場整備

ふれあい農園 健康体操
布ぞうり作り 防災講演会

新保地区まちづくり協議会

そば打ち&一人暮らし老人との
交流会



スポーツ（球技）大会
小学校グラウンド整備
サマーフェスタ 防災講習会

浜四郷地区まちづくり協議会

田んぼの生きもの調査

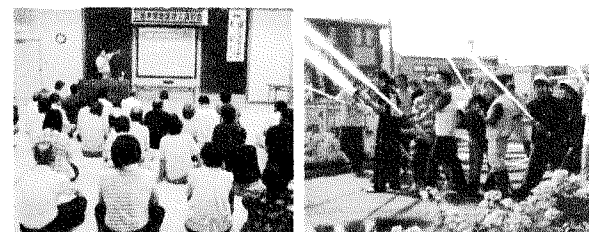


水難防止講習会

花壇づくり パワーフェスタ
ゲートボール大会
グラウンドゴルフ大会

三国東部まちづくり協議会

防災講習会

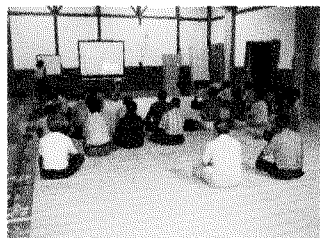


スポーツ（球技）大会
花いっぱい・クリーンアップ運動
ふるさと祭り

三国木部まちづくり協議会

一般活動の紹介

防災講習会



ラジオ体操

交差点草刈り 三世代交流会
家庭用消火器点検
子ども見守り隊

鳴鹿まちづくり推進協議会

言い伝えウォーク



食育まつり

消火体験 落語のつどい
あいさつ運動標語コンクール
空き缶回収運動 公民館まつり

磯部地区まちづくり協議会

てくてく歩こう



食育カルタ大会

ヒヤリマップ作成 記念植樹
青色街灯設置 公民館まつり
クリーン作戦 環境フォーラム

たかむくのまちづくり協議会

花いっぱい運動

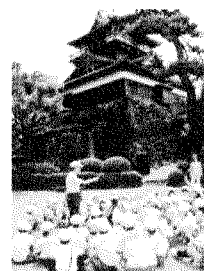


防災訓練

交通安全茶屋
防災マニュアル作成
福祉講演会 たかとりまつり

たかとりの郷づくり協議会

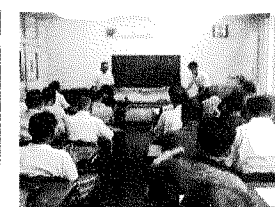
クリーンアップウォークラリー



子ども見守り隊
親子料理教室 お城の勉強会
城のまちフェスティバル

城のまちまちづくり協議会

わんぱく探偵団活動



ふるさと講座

なんでも科学塾 味岡山整備
あんしんマップづくり
ラジオ体操 のうねの郷まつり

のうねの郷づくり推進協議会

一般活動の紹介

クリーンキャンペーン



男の料理教室

交通安全茶屋 ラジオ体操会
かき餅吊り交流会
村づくり研修

竹田の里づくり協議会

資源回収



わくわくいきいき演芸会

消火栓確認マップ作成
ラジオ体操会
エコキャンドルナイト

江留上まちづくり協議会

わがまち
ウォーク



子どもの
育成事業
(温もり
コンサート)



春江中部まちづくり協議会

高齢者への交通安全絵手紙



ふやきづくりとそば打ち体験会

交通安全パトロール
宝探しウォークツアー
映画会&交流会

春江西部地区まちづくり協議会

親子で楽しむ科学マジック



ユリの花いっぱい(看板作成)

くらし安全マップ作り
いきいきサロン

大石地区まちづくり協議会

広域ふれあいサロン



三世代交流たこ揚げ大会

朝顔でエーコ運動

春江東部地区まちづくり協議会

一般活動の紹介

健康づくり
(ふるさと料理と気軽な体操)



JR丸岡駅周辺活性化事業
(駅舎がギャラリー)

環境美化運動

東十郷まちづくり協議会

イルミネーション



電車でわくわく発見電
通学危険箇所の確認
ふれあい夢まつり

大関まちづくり協議会

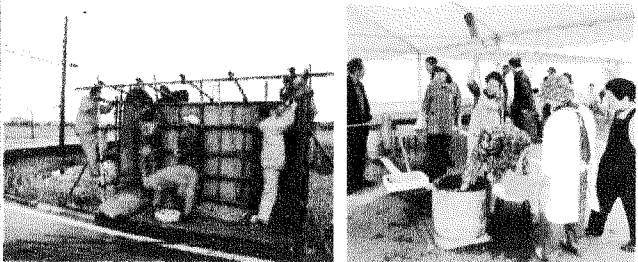
もちつき&そば打ち&AED体験



グラウンドゴルフ大会
元気秋まつり

兵庫地区まちづくり協議会

通学路雪囲い設置



ふれあい餅つき大会

ふれあいまつり

ふれあいゲートボール大会

坂井木部地区まちづくり協議会

坂井市まちづくり基本条例の概要

1 まちづくり基本条例とは

自治体運営の基本的な理念や原則などを定めたルールです。

2 条例制定の背景、必要性

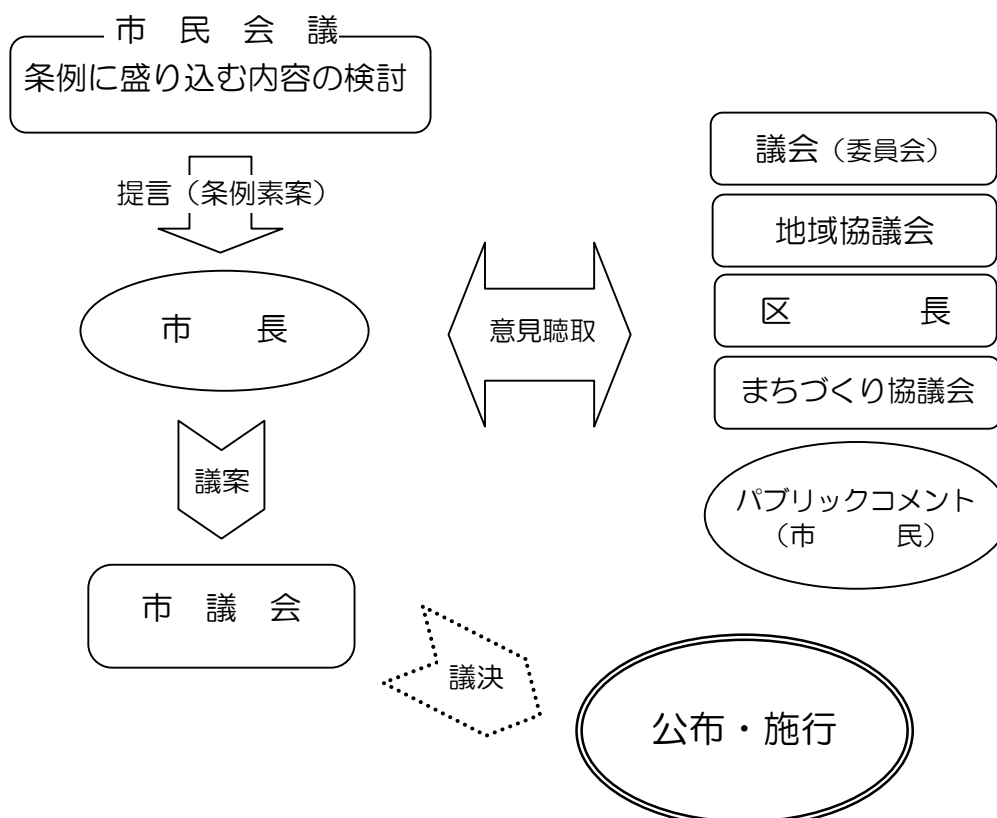
地方分権の進展により、○地域の特色を生かした個性あるまちづくり、○限られた財源や人材を有効に活用し、自分たちで選択・決定するまちづくり、○市民の公益的活動の活発化、市政運営への関心の高まりなど、「自己責任」「自己決定」に基づいた市政運営が求められています。このため、住民自治の拡充を図り、住民の意思を十分に反映させるための仕組みをあらためて認識しておくことが重要となっています。

3 条例の位置付け

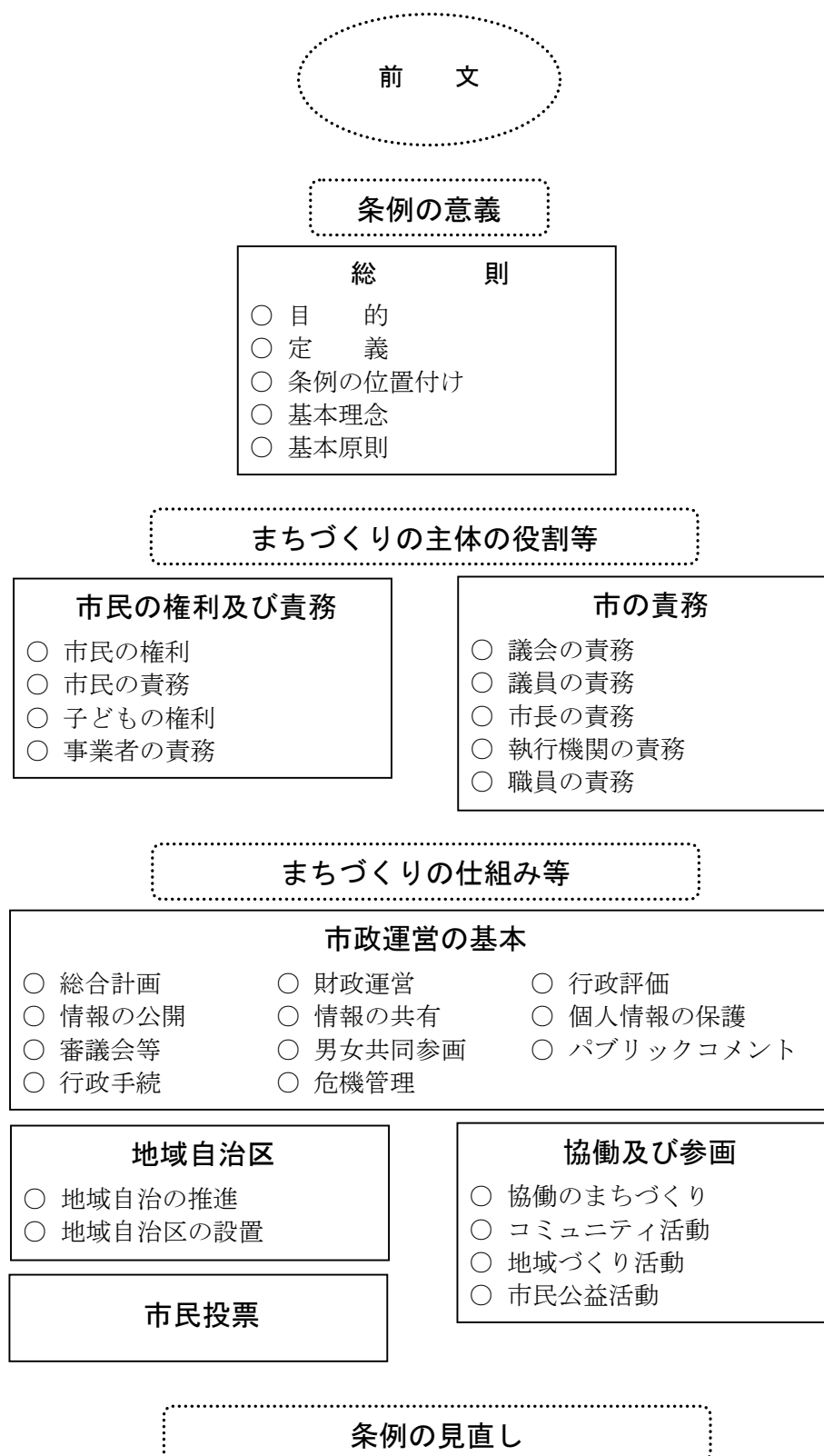
この条例は、坂井市の最高規範と位置付け、この条例の趣旨を最大限に尊重してまちづくりを進めることとします。

4 条例制定までの流れ

この条例は、まちづくりの原則及びそれを推進する制度を定めるものであるため、市民参画のもとでの素案づくりから進めることとしました。平成21年7月に「坂井市まちづくり条例を考える市民会議」（地域協議会・各種団体・公募による10人の委員）を設置し、条例に盛り込むべき内容等について諮問し、本年2月に「提言書」が答申されました。



5 まちづくり基本条例（案）の構成



6 坂井市まちづくり基本条例（素案）

前 文

きらめく日本海 黄金色の坂井平野 四季折々に移ろう山々

私たちのまち坂井市は、かつて、坂中井（さかない）という名で呼ばれ、彩り豊かな自然環境のもと「越のまほろば」として栄え、輝かしい歴史・伝統文化、恵まれた産業基盤を生かしながら発展してきました。

これら地域の個性や魅力、活力の源となる多くの宝は、先人たちのたゆまぬ労苦により創り、育まれてきたものです。

私たちは、先人たちの労苦に感謝しつつ、この有形無形の宝を継承し、さらに発展させ磨きをかけながら、未来に引き継いでいかなければなりません。

地域を誇りに思い、愛着を深め、自信を持って夢を抱きながら育ていける環境づくり、活力に満ちた地域が人を育てていく環境づくりによって、郷土を愛し住み続けたいと思う気持ちが継承されていきます。そして、その気持ちが「故郷」としての価値を高め、更なる発展につながっていきます。

これからのまちづくりの主役は市民です。市民一人ひとりが自らの責任と役割を自覚し相互に協力するとともに、市民と市の協働を推進し、人それぞれが夢を描き、それを実現することができるまちを創造していかなければなりません。

私たちは、自治の主体としての権利と責務をあらためて認識し、きめ細やかで人に優しく、魅力と活力にあふれたまちづくりを目指し、坂井市の最高規範としてこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、坂井市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進するための基本的な原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって個性豊かで活力のある地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住、通勤又は通学する者及び市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 市 市議会及び執行機関をいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) まちづくり 快適で住みやすく、魅力に満ちたまちを創ること、そのために行なう公共的な活動をいう。
- (5) 参画 まちづくりにおいて、意見を述べ、又は計画立案及び実施に主体的に関わる

ことをいう。

(6) 協働 まちづくりのために市民と市が、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互に自主性を尊重しながら、協力し、考え行動することをいう。

(7) コミュニティ 地域社会を基盤に、自主性と責任を自覚した市民で構成される、まちづくりを担う多様な組織及び集団をいう。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、まちづくりの基本となるものであり、この条例の趣旨を最大限に尊重してまちづくりを進めるとともに、他の条例、規則、規程、計画等の制定、改正及び廃止に当たっては、この条例との整合性を図るものとする。

(基本理念)

第4条 市民及び市は、それぞれの特性と役割を理解し、相互の自主性及び自立性を尊重した上で、協働してまちづくりを進めるものとする。

(基本原則)

第5条 市民及び市は、前条に定める基本理念に基づき、次に掲げる事項を原則としてまちづくりを進めるものとする。

(1) 市民参画の原則 市民参画を基本にまちづくりが行なわれること

(2) 協働の原則 市民及び市は適切に役割を分担し、協働でまちづくりに取り組むこと

(3) 情報共有の原則 市民及び市は、相互にまちづくりに関する情報を共有すること

第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、自由な意思により、お互いに平等な立場で、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市が保有するまちづくりに関する情報について知る権利を有する。

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚するとともに、公共の福祉に配慮し、市と協働して地域の発展及び環境の保全に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりの参画に当たっては、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

(子どもの権利)

第8条 子ども(満20歳未満の市民をいう。)は、人格を持った一人の人間として尊重されるとともに、自発的にまちづくりに参画し、自由に意見を表明する権利を有する。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、地域社会の構成員としての社会的責任を自覚し、地域との調和を図りながら、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めなければならない。

第3章 市の責務

(議会の責務)

第10条 議会は、市の意思決定機関として、市政が市民の意思を反映し、適正に運営され

るよう調査し、又は監視するとともに、その結果を市民に明らかにしなければならない。

2 議会は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう、政策形成機能の充実に努めなければならない。

3 議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

(議員の責務)

第 11 条 議員は、市民の信託に応え、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、政策立案能力の向上に資するため、自己研さんに努めなければならない。

(市長の責務)

第 12 条 市長は、市の代表者として市の事務を管理し、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。

2 市長は、この条例の基本理念に基づき、市民とともに自主・自立のまちづくりの推進に努め、市民の信託に応えなければならない。

3 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、その能力の向上を図り、効率的な行政運営に努めなければならない。

(執行機関の責務)

第 13 条 執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に所管する職務を遂行するとともに、執行機関相互の連携及び協力を図りながらまちづくりを推進しなければならない。

(職員の責務)

第 14 条 職員は、市民本位の立場に立ち、法令を遵守し、公正、誠実かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、地域社会の一員であることを自覚し、自らも積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

3 職員は、職務の遂行に必要な専門的知識の習得その他まちづくりに関する能力の向上に資するため、常に自己研さんに努めなければならない。

第 4 章 市政運営の基本

(総合計画)

第 15 条 市は、この条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を行うための基本構想及びこれを具体化するための基本計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

2 市は、総合計画の適切な進行管理に努めるとともに、必要に応じて見直しを図るものとする。

(財政運営)

第 16 条 市は、総合計画の実現を目指し、財政計画を定め、最少の経費で最大の効果が得られるよう自立的で計画的な財政運営を行わなければならない。

2 市は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の

透明性の確保に努めるものとする。

(行政評価)

第 17 条 執行機関は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、施策、事業等の成果及び達成度を明らかにする行政評価を実施し、その結果を公表しなければならない。

2 執行機関は、前項の行政評価に基づき、施策等を見直すとともに、総合計画の進行管理及び予算の編成等に適切に反映させなければならない。

(情報の公開)

第 18 条 市は、市政運営に関する市民の知る権利を保障し、市民のまちづくりへの参画と公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を公開しなければならない。

(情報の共有)

第 19 条 市は、市政に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民の意向の把握に努め、市民との情報共有を図らなければならない。

(個人情報の保護)

第 20 条 市は、個人の権利及び利益が不当に侵害されることがないように、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、個人情報の収集、管理、利用、提供等について必要な措置を講じなければならない。

(審議会等)

第 21 条 市は、市が設置する審議会等の構成員（以下「委員等」という。）の選任に当たっては、法令等に規定するものを除き、委員等の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮しなければならない。

2 審議会等の会議は原則として公開しなければならない。

(男女共同参画)

第 22 条 市民及び市は、男女が性別に関わりなく、対等な立場で参画するまちづくりを推進しなければならない。

2 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、別に条例で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

(パブリックコメント)

第 23 条 執行機関は、政策決定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働による開かれた市政を推進するため、パブリックコメント（基本的な政策等の決定に当たり、案の段階で当該政策等の趣旨、内容等を広く公表し、市民から意見及び情報を求める手続をいう。）を実施しなければならない。

2 執行機関は、前項の手続きにより市民から提示された意見及び提案を十分に考慮して意思決定を行わなければならない。

(行政手続)

第 24 条 執行機関は、市政運営の公正と透明性を確保し、市民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導及び届出等に関する手続を適正に行わなければならない。

2 行政手続に関して必要な事項は、別に条例で定める。

(危機管理)

第 25 条 市は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、常に災害その他の不測の事態（以下「災害等」という。）に備え、柔軟かつ機動的な危機管理体制の確立に努めるとともに、災害等の発生時には、市民、防災関係機関及び他の自治体と連携、協力を図り、迅速かつ的確に対応しなければならない。

2 市民は、自ら災害等に備えるよう努めるとともに、災害等の発生時には自らの安全確保を図り、相互に協力して災害等に対応しなければならない。

第 5 章 地域自治区

(地域自治の推進)

第 26 条 市は、市民自治の充実を図り、地域の特性と主体性が活かされた個性豊かで活力のある地域社会の実現を図るため、地域自治を推進する。

(地域自治区の設置)

第 27 条 市は、地域自治の推進を図るため、市長の権限に属する事務を分掌させ、地域住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置する。

2 地域自治区の設置に関して必要な事項は、別に定める。

第 6 章 協働及び参画

(協働のまちづくり)

第 28 条 市民及び市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

2 市は、公共的な課題の解決のため、市民及びその他の地域社会を構成する主体と協働の意義及び目的を共有するとともに、協働を推進していくための総合的な施策を整備するよう努めなければならない。

(コミュニティ活動)

第 29 条 市民は、住みよい地域社会をつくるため、自主的に区等の基礎的な地域コミュニティ（以下「基礎的コミュニティ」という。）活動に参加し、その総意と協力により地域における課題の解決に向けて主体的に行動するよう努めなければならない。

2 市は、基礎的コミュニティの果たす役割を認識し、その自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な施策を講じなければならない。

(地域づくり活動)

第 30 条 市民は、地域の特性を生かした豊かなまちづくりを目指し、一定のまとまりのある区域において地域づくり活動を行う組織（以下「まちづくり協議会」という。）を設置することができる。

2 まちづくり協議会は、当該地域の住民に開かれたものとし、市及びその他の組織と協働、連携しながら地域づくりを行うものとする。

3 市は、まちづくり協議会の自主性及び自立性を尊重するとともに、活動に対し必要な支援を行なうことができる。

(市民公益活動)

第31条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で地域の社会活動に寄与する市民公益活動を尊重するとともに、その活動を促進するための必要な措置を講じるものとする。

2 市民は、市民公益活動の意義を理解し、必要な協力又は支援に努めるものとする。

第7章 市民投票

(市民投票)

第32条 市長は、市政に関わる重要な事項について、市民の意思を直接確認する必要があると認めるときは、市民投票を実施することができる。

2 議員及び市長の選挙権を有する者は、市政に関わる重要な事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、市民投票の実施に関する条例の制定を請求することができる。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、請求を受理した日から20日以内に意見を付けて、これを議会に付議しなければならない。

4 議員は、市政に関わる重要な事項について、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施に関する議案を議会に提出することができる。

5 市長は、第2項の規定による請求及び前項の規定により提出された議案が議決されたときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。

6 前各号に定めるもののほか、市民投票に付すべき事項、投票者の資格要件、投票の手続その他市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるものとする。

7 市民及び市は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

第8章 条例の見直し

(条例の見直し)

第33条 市長は、この条例について、社会経済情勢の変化及び市民からの意見等により見直す必要が生じた場合は、遅滞なく改正しなければならない。

2 前項の見直しに当たっては、広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

寄附による市民参画

市民が、自治体の提示する政策メニューの中から、寄付というマネーの提供を通じて、自らの望む政策メニューを直接選択できる仕組みのことです。

例えば、市民が自分の町にこんな公的サービスが欲しいと考えた時に、自治体にその公的サービスを政策メニューのひとつに加えるよう提案をします。

そして、政策メニューになれば、その事業費としての寄付が集まるように、寄付集めをすることができます。

いわば、まちづくりの“Do it yourself！（自身で作ろう）”です。

1. 取り組みに至る背景・経緯・目的

坂井市では平成20年3月議会において、議員発議により「坂井市寄附による市民参画条例」が制定され、市民が誇りを持って市政運営に参加するという視点で、寄附を通じた「市民参加型社会」の構築を目指しています。 【P29 坂井市寄附による市民参画条例】

2. 坂井市寄附による市民参画条例」の内容

条例に規定された下記の対象事業に対し、市民等から具体的な施策メニューを公募し、（仮称）市民参画基金検討委員会により選定された施策メニューに対し、寄附を募り基金として積み立て、目標額に達した事業から事業化して政策メニューを実行していきます。

対象事業

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 協働のまちづくりに関する事業 | } ⇒市民等から公募 |
| ② 子どもの健全育成及び教育に関する事業 | |
| ③ 環境対策に関する事業 | |
| ④ 地域自治区の特色を生かす事業 | ⇒地域協議会で決定 |

3. 寄附の募集（H20.10.10）

公募により選定された3つの政策メニューと、地域自治区地域協議会で検討された4つの政策メニューについて、平成20年10月10日より寄附の募集を開始しました。

（1）公募政策メニュー選定結果（条例第2条第1項第1号から第3号）

公募対象事業に提案された政策メニューについて、寄附市民参画基金検討委員会（3回開催）を開催し、公募対象となる政策メニューを選定

提案募集期間 平成 20 年 7 月 16 日から 8 月 29 日

提案総数 35 件

一般市民	27 件
NPO	2 件
ボランティアグループ	6 件

寄附市民参画検討委員会の構成

議 会	2 人
市民代表 地域協議会会長	4 人
市職員 関係部長	3 人

(2) 寄附市民参画検討委員会で選定された政策メニュー

- ① 協働のまちづくりに関する事業 (提案数 8 件)
政策メニュー 地域で支えるための防災備品の設置を行います
メニューの内容 地域拠点施設に防災備品等の配備を進める事業
目標金額 6,000,000 円

- ② 子どもの健全育成及び教育に関する事業 (提案数 12 件)
政策メニュー 地震時における児童生徒の安全確保を行います
メニューの内容 教育施設の家具転倒防止対策を進める事業
目標金額 4,000,000 円

- ③ 環境対策に関する事業 (提案数 15 件)
政策メニュー 美しい川や海を未来に残す市民活動を行います
メニューの内容 市内中小河川・海岸の美化対策を進める事業
目標金額 1,000,000 円以上

- ④ 地域自治区の特色を生かす事業
各地域協議会において検討
三国自治区 三国祭の保存伝承事業を行います
三国祭の保存・振興・運営および山車人形制作、
人形制作の後継者育成に関する事業
目標金額 2,000,000 円
丸岡自治区 古城まつりグレードアップ事業を行います
五万石パレードの子ども大名行列・武者行列の
衣装、小道具などを購入する事業
目標金額 5,000,000 円

春江自治区

ハートピア春江イメージアップ事業を行います

春江地区の桜の名所であるハートピア春江北側の桜並木をライトアップさせる事業

目標金額 1,500,000 円

坂井自治区

さかいマイロード事業を行います

嶺北縦貫道路植樹枡への草花植樹とかがしコンテストの作品活用による交通安全モニュメント設置事業

目標金額 3,000,000 円

4. 寄附の受入状況 (平成 22 年 5 月 31 日現在)

【寄付者別】	人 数	金 額	市受付	県受付
市 民	20 人	2,450,505 円	19 人 2,420,505 円	1 人 30,000 円
市 外	64 人	9,205,562 円	12 人 6,652,852 円	52 人 2,552,710 円
合 計	84 人	11,656,067 円	31 人 9,073,357 円	53 人 2,582,710 円

【メニュー別】	件数	金額	目標額	達成度	市受付	県受付
1 協働	37 件	1,866,300 円	600 万円	31.1%	3 件 1,105,000 円	34 件 761,300 円
2 子ども	28 件	4,162,705 円	400 万円	104.1%	8 件 4,030,505 円	20 件 132,200 円
3 環境	29 件	1,178,562 円	100 万円	117.9%	7 件 982,852 円	22 件 195,710 円
4 三国	22 件	858,400 円	200 万円	42.9%	2 件 420,000 円	20 件 438,400 円
5 丸岡	21 件	1,655,100 円	500 万円	33.1%	4 件 1,520,000 円	17 件 135,100 円
6 春江	23 件	555,300 円	150 万円	37.0%	6 件 515,000 円	17 件 40,300 円
7 坂井	31 件	879,700 円	300 万円	29.3%	10 件 500,000 円	21 件 379,700 円
8 一般	1 件	500,000 円				1 件 500,000 円
合 計	192 件	11,656,067 円			40 件 9,073,357 円	152 件 2,582,710 円

- ・お一人で複数のメニューを指定されているため人数と件数は一致しません
- ・件数、金額とも平成 20 年 10 月初旬から平成 22 年 5 月 31 日までの 20 カ月の総件数、総額となります。

5. 現在の事業実施状況

(1) 事業化の状況

- ① 春江自治区の ハートピア春江イメージアップ事業
坂井自治区の さかいマイロード事業 については、平成 21 年度に国の
地域活性化補助金を加えて事業実施
- ② 子どもの健全育成及び教育に関する事業については、平成 22 年度に事
業実施中
- ③ 環境対策に関する事業については、平成 22 年度に事業実施予定

(2) 新たな政策メニューの検討

上記の 4 つの政策メニューが事業化されたため、公募および地域協議会に
おいて、それぞれの政策メニューを検討している。

坂井市寄附による市民参画条例

平成20年3月28日

条例第20号

坂井市は、宇宙(そら)から眺めると「心」という字を表していることから「人と人との心が通い合う温かい都市」を目指して、市民と協働のまちづくりに取り組んでおり、誰もが住みやすく、心豊かで安心して暮らせる社会の実現に向けて、魅力と活力を備えた都市として発展・飛躍していくことが求められている。

坂井市において、市民が誇りを持って市政運営に参加するという視点で寄附を通じた「市民参加型社会」を構築するため、この条例を定める。

(目的)

第1条 この条例は、市民等が坂井市の行う事業について意志を表明し、その事業に対し寄附することにより、誇りを持って市政運営に参加することを目的とする。

(対象事業)

第2条 この条例の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、市全体に関する事業とし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協働のまちづくりに関する事業
- (2) 子どもの健全育成及び教育に関する事業
- (3) 環境対策に関する事業
- (4) 地域自治区の特色を生かす事業

(寄附金の使途指定)

第3条 寄附者は、対象事業のうちから自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定するものとする。

2 この条例に基づき収受した寄附金のうち前項による事業の指定がない場合は、市長が事業の指定を行うことができる。

(寄附金の額)

第4条 寄附金は、1口5,000円とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(寄附の受入拒否及び寄附金の返還)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、寄附の受け入れを拒否し、又は収受した寄附金を返還することがある。

- (1) 公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 当該寄附に関し、請負その他特別の利益供与を要求されると認められる場合
- (3) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第199条の2に違反すると認められる場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に寄附を受けないと認める場合

(基金の設置)

第6条 寄附者から収受した寄附金は、坂井市寄附市民参画基金(以下「基金」という。)により適正に管理運用する。

(基金の処分)

第7条 基金は、指定された事業を実施する場合において、全部又は一部を処分し、当該事業に充てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定された事業を実施できないと認めた場合は、他の事業に充てることができる。

(運用状況の公表)

第8条 市長は、基金の運用状況を毎年6月1日及び12月1日に公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。